

氏名（本籍）	長谷部 幸子（北海道）		
学位の種類	博士（開発学）		
学位番号	甲第54号		
学位授与の日付	2015年3月21日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定による		
学位論文題目	南アジアにおける包括的栄養プログラム再建のための理論的・実証的検討 ：ネパール農村女性の食生活調査を基に		
審査委員	（主査）日本福祉大学	教授	穂坂 光彦
		教授	岡本 眞理子
		教授	斎藤 千宏
	愛知医科大学	教授	坂本 眞理子

論文内容の要旨

本論文は、序論（第1章）を含め全7章からなる。第1章で問題意識と研究目的が述べられる。栄養分野の国際援助の主流となった「微量栄養素プログラム」を批判的に検討し、これに対置して、ネパール農村女性の食生活調査の結果をもとに、女性のエンパワメントを促進し食行動変容を軸とする「包括的栄養プログラム」の有効性を明らかにすることが、論文の目的である。論考は、主として南アジアが対象となる。

第2章は、南アジアの女性と子どもの健康状態について国連による社会指標や既存研究を基に分析し、議論の文脈を設定している。南アジアでは、他地域に比較して、乳幼児の死亡率や栄養不良児の比率、妊産婦死亡率が高い。これらが社会的、文化的な背景にも起因することを述べている（第1節）。次に著者がパキスタンとバングラデシュでかかわった経験をもとに、国際的に推進されているセーフマザーフードプログラムのようなリプロダクティブヘルス分野の援助事業において、住民主体の包括的なプログラムから、医療施設での出産を勧めることに焦点をおく専門家主体の選択的プログラムに移行している現状を記している（第2節）。つまり短期間で投入の結果を示すことのできる数値的な成果達成への関心が広がっている傾向を示し、本論における栄養プログラムの歴史的変化の考察への導入としている。

第3章では、栄養プログラムの定義を再検討し、「包括的栄養プログラム」と「微量栄養素プログラム」を対照的に比較検討する本研究の視座を述べる（第1節）。そして、国際的に取り組まれてきた栄養プログラムの変遷を分析し、それが包括的な取り組みから微量栄養素プログラムに移行していった経緯を考察する（第2節）。続けて第3節で南アジアにおける保健政策と栄養プログラムを概観し、さらに各論的に南アジアの学校給食の取り組みの現状を示す。すなわち第4節では既存研究の分析を通じて、インドやパキスタンの給食が、地元の食材を用い地元の女性を雇用してエンパワメントにつなげるアプローチから、微量栄養素の添加により栄養価が高いとされるビスケットなどのパッケージ給食に移行していることを明らかにした。また第5節では著者によるネパール農村地域のフィールド調査を基に、学校給食の現状と課題を考察している。

第4章では、まずネパールで実施されてきた過去の微量栄養素プログラムの介入とその結果について既存研究を精査し、1989年から2008年までにネパールで取り組まれた12件の介入研究(RCT)は、栄養状態の良くない子どもと妊婦を対象とし、死亡率を減少させることや死亡につながる疾病の罹患率を減少させることを目的に取り組まれていたこと、そして12件の介入すべてで微量栄養素補給（カプセルなど）戦略が用いられており、このうち食物ベースのアプローチないし食生活の改善戦略をも採用していたのは2件だけであったことを見出している（第1節）。これを踏まえ、微量栄養素プログラムのもつ問題点を、「食行動変容」と「持続性」の二つに焦点を当てて、理論的に指摘している（第2節）。

著者の主張は、これら微量栄養素プログラムの限界を克服する包括的栄養プログラムの復権である。それは女性のエンパワメントへの注目を通じてなされることになる。そこで第5章では、包括的栄養プログラムの理論的骨格を仮説的に提示している。まず、良好な食生活の質や栄養状態達成の要

因として、「食行動」「食態度」「食知識」「環境要因」、そしてこれらすべてにかかわる概念として「エンパワメント」をあげ、それぞれについてなぜ重要であるのかを論じている（第1節）。次に、このうちエンパワメントに焦点を当て、栄養教育分野におけるこの概念の適用について既存研究を調べ、さらにネパールで用いられているエンパワメントの指標を検討している（第2節）。そして前二節の議論を踏まえ、第3節で包括的栄養プログラムのモデルを仮説的に提示し、次章の分析の枠組みとしている。

第6章は、前章までに論じてきたことを実証的に明らかにする調査報告である。第5章で特定した包括的栄養プログラムの構成要素を指標とし、ネパールのナガルコット村で実施した1994年および2012年の食生活調査の結果を検討し、女性のエンパワメントと自己および子どもの健康状態との関連を検証しようとしている。ここでの作業仮説は「入手可能な食物から作る食事の内容を変えることで、子どもの栄養状態の向上を実現できる」「エンパワメントの度合いが高い（健康的な生活に関する自己効力感が高く、自分や子どもの健康は自分でコントロールできるという信念が強い）女性の子どもは、栄養状態がよい」である。結論として、入手可能な食物のある環境があれば、女性のエンパワメントを支えることで、必ずしも微量栄養素補給プログラムに頼らずとも、女性や子どもの栄養状態は向上する可能性があることを導いている。

第7章は、本研究全体をふりかえり、南アジアにおける包括的栄養プログラムの可能性について結論と政策的示唆を述べている。微量栄養素プログラムが実効性をもつのは限られた状況においてであり、その限界に注意を払うべきこと、そしてむしろ食行動変容という持続的な生活変化を導く包括的栄養プログラムに力を注ぐべきであり、それにより食生活の向上は可能だ、というのが、著者の結論である。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

申請者は2011年2月に論文執筆資格審査に合格し、翌2012年3月末を以て満期退学した。その後、執筆資格審査の際に付された意見を基礎に、論文の修正増補を重ね、表記の題目により2014年9月25日に学位請求予定論文を提出した。同年10月2日の今年度第5回国際社会開発専攻会議において、第一次審査申請の受理が決定し、審査委員会が設置された。また同時に国際社会開発研究科博士後期課程への再入学が承認された。査読および口頭試問を経て、同年12月11日の専攻会議で同論文の第1次審査合格が決定した。引き続き13日に公開発表会が行われ、論文概要の発表と質疑応答がなされた。第1次審査と公開発表会で指摘された点を中心に論文の加筆修正がなされ、2015年1月6日に学位請求論文が提出された。

2015年1月15日の第9回国際社会開発専攻会議において本審査申請の受理が決定した。第1次審査と同じ上記三名からなる審査委員に加え、坂本真理子氏（愛知医科大学看護学部教授）に外部委員を委嘱して、本審査委員会が設置された。最終論文と提出書類を精査し、2月6日に面接による最終試験を行った。坂本委員からは別途、報告書が提出された。

2. 論文の評価

南アジアの貧困層、とくに女性と子どもの健康は、グローバルな開発の中で大きく立ち遅れている領域である。かれらの多くが慢性的に栄養不良状態にある。保健分野の政策として1970年代以降、「包括的なプライマリ・ヘルスケア(PHC)」が主張され、北側諸国の援助プログラムにも影響を与えた。しかし援助機関は次第に費用効率の高い選択的PHCに移行していった。構造調整プログラムの文脈で生じたこの変化が貧困層の保健に及ぼした否定的効果については、すでに多くの報告がある。

包括的PHCの理念にしたがえば、栄養分野でも、個々の世帯や村のレベルで、地元の食材を基にした地道な栄養指導やそれを通じた食生活への自覚、そして食行動の変化が中心的な役割を果たさねばならない。それが持続的な栄養向上への道であろう。しかし近年、栄養分野においても、すぐに結果が見えやすい微量栄養素投与型のプログラムが主流となっている。これは緊急時の救援的対応には有効であるとしても、生活全体を自立的に改善していく持続的なアプローチからは遠くなるばかりである。

この論文は以上の問題意識から、微量栄養素投与に偏した栄養政策を南アジアの文脈で批判的に検討し、それに代わるものとして、食生活の質や栄養状態の向上に資する包括的なプログラムの再建を目指し、そのための基礎的な論拠を提供しようとするものである。その分析の鍵として、ネパール農村貧困女性のエンパワメントと食行動変容の可能性に着目している。南アジアの栄養分野・女性の健康分野で多くの開発援助実践に関わった著者ならではの、鋭い着眼であり、社会的意義の高い問題提起である。

論文は、明快な骨格をもち、論理展開は妥当である。まず先行文献を詳細にフォローして、「微量栄養素プログラム」の限界を指摘している。単純な否定ではなく、同プログラムが必要とされる文脈を限定し、相対化することで、神話化を脱しようとする論法には説得力がある。これを踏まえて「包括的栄養プログラムの再建」が提起されるのであるが、たんに既存の政策をなぞるのではなく、栄養学や開発学の知見と洞察を基に、理論的に再構成して提案される。とくに社会的認知理論に基づく「ローカス・オブ・コントロール」および「自己効力感」概念を「エンパワメント」と結びつけて QOL 達成を説明する理論枠には独創性があり、あとに続く実証的調査の分析枠ともなっている。

後半の第 6 章は、ネパール農村の食生活調査を通じて「包括的栄養プログラム」の可能性を検証するものである。まず 1994 年と 2012 年に同じ村で実施した幼児の食生活調査の比較から、子どもの栄養状態の改善は必ずしも微量栄養素補給によらずとも、入手可能な食物による食事の内容を変えることで達成できることを示そうとしている。また同じ村の 2012 年の女性への調査から、健康を自らコントロールできると考える（エンパワーされた）女性はバランスのとれた食事をし、自身と子どもの栄養状態が良いこと、を実証しようとしている。

調査対象地の子どもの栄養状態の分析を 18 年を隔てた二時点比較で行っているのは評価できる。パネルデータではないものの、月齢や男女比で有意差のない集団を選び、サンプルの少なさにはフィッシャーの直接確率検定で対応するなどの工夫をしている。この調査により、18 年の間に、食事内容がバランスよく向上したことが明らかになった。その要因としての社会経済的变化、商店や販売食品目の増加、女性の所得や教育機会の向上等について考察してはいるが、これは調査の範囲外である。経年的な栄養状態の向上には、当然ながら、他のさまざまな要因が関係していると思われる。

この変化の要因の解明に、エンパワメントを仮説にして迫ろうとしたのが、2012 年調査である。この結果からは、女性のエンパワメント得点高群は低群と比べ、主観的健康感が高い傾向にあることが示された。また、子どもの栄養状態を従属変数とし、「自分の食生活に満足している」と「病気や死は運命で決まっているとは思わない」の 2 要因を独立変数としたときの重回帰モデルが強い有意性を示した。逆に、バランスの良い食事をしていると女性はエンパワーされる、という因果ロジックは考えにくいであろうから、これらから「エンパワメント度が高いと栄養状態がよい」という因果関係を導いている。

ところで他の変化要因を想定することも可能である。たとえば一般的には「所得の向上」は栄養改善に大きく影響すると思われる。しかし 2012 年の横断調査からは「所得」と「女性のエンパワメント得点」や「子どもの栄養状態」との間に有意な関係は認められなかったという。だがフォーカスグループ討論の場では、「自分の収入によって・・・ができる」という女性たちの声が出されており、「所得」に関する質問方法や理論的な関係づけを再考する余地があろう。これらの再検討に立って、あらためて栄養状態向上の要因分析に進むことが期待される。

いずれにしても横断的調査のみからは「因果関係」の特定は蓋然的となることは避けがたい。そこで類似のネパール全国調査や既存関連研究を参照しながら、本調査結果を補足的に考察しているのは納得できるところであるが、最終的には介入研究が求められるであろう。また数量的分析を補足すべく行われたフォーカスグループ討論などの定性的データを、さらに巧みに活用する余地もあるのではないかと。こうした限界はあるものの、定量的分析はきわめて詳細になされている。むしろ 1994 年と 2012 年の調査内容についての叙述が複雑に錯綜して、大きなロジックを追いにくいきらいがある。第 6 章に限っては、データを再整理して、すっきりと論点を提示することを期待したい。

上のような課題を残すが、本論文は実践的意義の高いテーマを掲げ、また既存の援助機関からの政治的反発も予想されないわけではない中で、果敢な挑戦を試みた労作であり、対象への深い知識と洞察に裏付けられている。

3. 最終試験（学力の確認）の結果

まず業績審査であるが、申請者は女子栄養大学大学院修士課程で栄養学を修め、現在は名寄市立大学保健福祉学部栄養学科の准教授の職にある。一方、発展途上国とりわけパキスタン、バングラデシュ、ネパール等における栄養改善・栄養教育・母子保健分野の援助専門家として、豊かな実践経験を持つ。2002 年 4 月に本学大学院国際社会開発研究科修士課程に入学し、修士号（開発学）を取得の後、2004 年に国際社会開発研究科博士後期課程に進学した。審査請求書に添付された「研究業績一覧」は、この間の申請者の当該分野における援助実務経験と、そこで得られたアカデミックに幅広い考察を反映している。

具体的には、博士課程入学後から今年度までの 11 年間に著書（共著）2 本、論文 9 本（うち査読付き 6 本）、学会発表 21 本、報告書 3 本を発表している。このうち、本審査では、論文執筆資格審査の後に著された以下の査読付き単著論文 2 本を以て、申請要件を十分満たしていると認めた。

「南アジアにおける学校給食の検討」『名寄市立大学紀要』2014 年 3 月

「ネパールにおける微量栄養素欠乏症対策に関する研究の検討」『日本家政学会誌』2014年11月
なお共著書『生活と開発』（日本評論社、2005年）（うち第2章「生活と栄養」を単独執筆）も、
国際開発学会設立15周年記念刊行シリーズの1巻として、高く評価されているものである。

最終試験は、口頭試問により、学位請求論文の内容、外国語、専門分野に関する学力の3点について行った。

学位請求論文については、第一次審査報告書および公開発表会で示されたコメントや質疑をフォローする形で試問がなされ、その後の論文修正点を確認した。

申請者は、ネパール語、ベンガル語の基礎知識はあるが、本研究に関わる調査は英語を基本として実施されたことを確認し、研究者に必要な語学水準として全く問題ないと、審査委員会は判断した。

学力試験としては、概ね以下について質疑応答がなされた。①食行動に関わる行動科学理論の概要、②子どもや女性の健康を評価する指標とそれらが用いられる理由、③関連する他領域（たとえば寄生虫駆除プログラム）への本研究成果の応用可能性である。これらに対して、広い知識を示す誠実な回答があった。

4. 結論

外部審査報告書とあわせ、本審査委員会は、学位申請者は日本福祉大学学位規則第12条により博士学位（開発学）を受けるにふさわしい者と判断し、合格と判定する。

以上